



鳥評委第8号
平成22年1月22日

鳥取県知事 平井伸治様

鳥取県公共事業評価委員会
会長 中山精一

平成21年度公共事業の再評価について（答申）

鳥取県公共事業評価委員会では、平成21年8月19日付で諮問のあった再評価対象事業5件について、社会情勢の変化、費用対効果、進捗率などの観点から審議を重ねてきました。

その結果、広域営農団地農道整備事業（東伯中央地区）を除いた4事業については、諮問どおりの内容で継続が妥当であると判断しました。

広域営農団地農道整備事業（東伯中央地区）については、当該農道整備の前提となっていた農産物広域集出荷施設等の建設の見込みが無いため整備効果の発現が限定的と考えられ、第3工区については継続とするものの、その他の未完工区については本事業と密接な関係がある農産物広域集出荷施設等の建設が具体化するまでの間、あるいはその他の要因によりあらためて当該工区の整備が必要と認められるまでの間は、休止が妥当と判断しました。

なお、今回の諮問があった事案に係る個別事業ごとの継続、休止又は中止の方針及び当委員会での審議の概要並びに付帯意見は下記のとおりですが、これらの事項は当該事業のみならず、継続中、あるいは今後着手される他の公共事業においても共通が多いと考えられるので、十分留意され、今後とも効率的、効果的に事業を執行されるように期待します。

記

1 個別事業ごとの審議の概要等

（1）広域営農団地農道整備事業（岩美地区）

継続、 休止、 中止等 の方針	継 続
事業の 概 要	鳥取市国府町美歎地区から岩美町岩井地区にかけての中山間地域の農地、農村集落及び農産物広域集出荷施設の間の輸送コストを低減するために、広

	<p>域農道を整備する事業 (事業費108.8億円、延長14,933m、進捗率96.8%、施行期間：昭和57年度～平成24年度)</p>
審議の概要	<ul style="list-style-type: none"> 本農道の相当区間（鳥取市国府町地内及び同市福部町蔵見～岩美町岩井の区間）は既に完成し、現在は残る同市福部町内の未整備区間（延長300m）の完成に向けて最終的な整備に取り組んでいる状況にある。 本事業は農林水産省の補助事業ではあるが、地域の農業の実情等に即した分析評価が重要であるとの観点から、B/Cの検証に当たっては、便益について単に既存の統計資料による地域の作付面積や平均収穫量による積算、あるいは計画策定時の目標に基づく国のマニュアルに沿った算定を検証するのではなく、主たる効果である営農に係る走行経費節減効果については地元農業協同組合の農産物取扱量を基に、また、一般交通経費節減効果については現地における交通量調査の結果を基に、いずれの場合も現状に近いか、あるいはより厳しいと考えられるデータに基づいて検証を行った。 <p>その結果、事業全体のB/Cについてはかなり低い可能性があるものの、残事業部分に係るB/Cは1.0を大きく上回ることが認められた。</p> <p>ただ、残事業部分の効果の内容をみると、営農に係る走行経費節減効果については極めて低い一方で、一般交通経費節減効果については相当に高く、本農道は農業経営の向上よりも、むしろ周辺の農村集落における日常生活の一般交通の機能向上に寄与する役割の方が大きいものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、本農道には鳥取市街地から鳥取砂丘や山陰海岸などへの迂回路機能の向上や観光客増加の効果も期待できること、既に最終整備段階に至っており、残事業部分を完成させなければ行き止まりの状態が生じるなど道路としての機能が十分発揮できないことが認められる。 <p>以上のことから、本事業は継続が妥当と判断した。</p>

(2) 広域営農団地農道整備事業（東伯中央地区）

継続、休止、中止等の方針	第3工区については、継続。その他の未完工区については、本事業と密接な関係がある農産物広域集出荷施設等の建設が具体化するまでの間、あるいはその他の要因によりあらためて当該工区の整備が必要と認められるまでの間は、休止。
事業の概要	倉吉市桜地区から大山町羽田井地区にかけての山間地域を結び、沿道に建設予定の農産物広域集出荷施設等から県外市場や消費地への農産物輸送コストの低減などを図るために、広域農道を整備する事業

(事業費185.4億円、延長19,310m、進捗率51.9%、施行期間：平成6年度～29年度)

- 審議の概要
- 本事業は、中部広域営農団地整備計画（※）で位置づけられた大規模な農産物広域集出荷施設・広域堆肥製造施設等（5施設）の整備に併せて、これらの施設からの大量一括輸送を展開し京阪神や山陽方面等の大消費地への流通コストの低減を図るため、平成6年度に事業着手しているものである。

※中部広域営農団地整備計画

- 昭和47年に策定。倉吉市、関金町、大栄町、東伯町及び赤崎町を対象範囲とし、平成4年度までに廃水処理等公害対策施設、野菜貯蔵施設、中部広域農道等を整備。
- 平成5年3月第2回変更。対象範囲を中部地区一円に拡大するとともに、新たにカントリーエレベーター、野菜広域集出荷施設、果樹広域集出荷貯蔵施設、広域堆肥製造施設等並びに東伯中央地区広域農道の整備を計画。

- 当委員会は、本事業の効果を検証するためこの農道整備の前提となっている農産物広域集出荷施設等の整備状況の確認及び現状に近いか、あるいはより厳しいと考えられるデータに基づく残事業部分全体に係るB/Cの算定を担当部局へ要請した。

その結果、本事業と密接な関係があるこれらの広域農業施設は、いずれも現在に至るまで全く整備されていないし、関係者によると今後も当面整備の見込みはない、とのことであった。これらの施設整備の見通しが立たない以上、事業全体のB/Cは極めて低いものと考えざるを得なかつた。

また、営農に係る走行経費節減効果については地元農業協同組合の農産物取扱量を基に、一般交通経費節減効果については現地における交通量調査の結果を基に、いずれの場合も現状に近いか、あるいはより厳しいと考えられるデータに基づいて現状における便益の検証を行った結果、広域農業施設の整備の見込みがない状況では残事業部分全体に係るB/Cは相当に低いことも判明した。

- このような状況を受けて、担当部局から、この農道は総延長19.3kmと長区间にわたる事業であるため工区に分割して整備を進めているところであるが、未完成工区の中の一部の工区においては現状でも事業効果が高いと認められるところがあるので、工区毎に評価を行ってもらいたいとの申し出がなされ、当委員会はその趣旨に沿ってあらためて検討を行つた。

工区毎の整備状況及び検討結果は、次のとおりである。

[工区毎の検討結果]

第1工区 (倉吉市桜～琴浦町杉地 延長5,370m)

整備状況：平成20年9月末に完成供用済

第2工区 (琴浦町杉地～大杉 延長3,500m)

整備状況：未着手（残事業費35.7億円）

検討結果

- 近接して県道等が存在し、当該県道等の利用が可能と認められる。当該県道等を利用した場合と比較しても走行距離等の短縮による営農に係る走行経費節減効果や一般交通経費節減効果は少ない。（走行距離約1.5km、時間約4分の短縮）
- 隣接する第1工区及び第3工区の沿道に計画されている農産物集出荷施設等は現在に至るまで全く整備されておらず、現状におけるこの工区の整備効果は極めて低いと考えられる。

第3工区 (琴浦町福永～高岡 延長5,540m)

整備状況：概ね整備済（残事業費（トンネル工事等）9.5億円）

検討結果

- 地域の営農状況を踏まえたデータに基づくこの工区の残事業部分に係るB/Cは1.0を上回ることを確認した。
- 当該区間はトンネル部分（延長220m）を残すのみであり、相当程度進捗している。また、近くに当該区間の代替機能を有する県道がなく、既存の県道等を利用した場合と比較して、走行距離や走行時間に相当程度の短縮効果が期待できる。（走行距離約12.2km、走行時間約22分の短縮）
- 沿道では大型養鶏場の進出の動き等がみられ、交通量の増加に伴って効果の増大の可能性がある。

第4工区 (琴浦町山川～中村 延長1,400m)

第5工区 (琴浦町中村～大山町羽田井 延長3,500m)

整備状況：第4工区…未着手（残事業費21.2億円）

第5工区…橋梁工事中（残事業費14.9億円）

検討結果

- 第4工区及び第5工区は、いずれも山間部を通る区間で、整備されたアクセス道路もなく、隣接する第3工区と一体的に完成させなければ効果は期待できないと考えられることから、第3～5工区間を一体として整備した場合を仮定して分析した。
- 地域の営農状況を踏まえたデータに基づくこの区間の残事業

審議の
概 要

部分に係るB／Cはかなり低く、近接する県道等を利用した場合と比較しても走行距離等の短縮による効果は少ない。

- ・ 第4工区及び第5工区の沿道には、元々、農産物広域集出荷施設等の整備は予定されておらず、この区間の利用は限定的と考えられる。また、第1工区及び第3工区の沿道に想定されていた農産物集出荷施設等の整備の見込みが無い現状においては、その効果は極めて低いものと認められる。
- ・ なお、現在第5工区で施工中の橋梁工事の完了後は、最寄の林道と接続することにより通行可能な状態にして、有効に活用することが適当と考えられる。

以上のことから、第3工区については、残事業部分に係るB／Cが一定程度認められるため継続が妥当、その他の未完工区については、本事業と密接な関係がある農産物広域集出荷施設等の建設が具体化するまでの間、あるいはその他の要因によりあらためて当該工区の整備が必要と認められるまでの間は、休止が妥当と判断した。

(3) 基幹農道整備事業（南大山地区）

継続、 休止、 中止等 の方針	継 続
事業の 概 要	伯耆町大坂地区から江府町宮市地区にかけての大山山麓の中山間地域の農地、農村集落及び農産物集出荷施設の間の連絡を円滑にし、農産物の効率的な生産、出荷・流通や住民の日常生活基盤の改善を図るために、基幹農道を整備する事業 (事業費43.5億円、延長8,306m、進捗率85.1%、施行期間：平成4年度～23年度)
審議の 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本農道の相当区間（江府町貝田～宮市及び伯耆町根雨原～大坂の間）は既に完成し、現在は残る江府町袋原から伯耆町根雨原の間（延長4,236m）の完成供用に向けて最終的な整備に取り組んでいる状況にある。 ・ 本事業は農林水産省の補助事業ではあるが、地域の農業の実情等に即した分析評価が重要であるとの観点から、B／Cの検証に当たっては、便益について単に既存の統計資料による地域の作付面積や平均収穫量による積算、あるいは計画策定時の目標に基づく国のマニュアルに沿った算定を検証するのではなく、主たる効果である営農に係る走行経費節減効果については地元農業協同組合の農産物取扱量を基に、また、一般交通経費節減効

審議の概要

果については現地における交通量調査の結果を基に、いずれの場合も現状に近いか、あるいはより厳しいと考えられるデータに基づいて検証を行った。

その結果、事業全体のB/Cについてはかなり低い可能性があるものの、残事業部分に係るB/Cは1.0を上回ることが認められた。また、残事業部分の効果の内容をみると、営農に係る走行経費節減効果の占める割合が比較的大きいことが認められた。

- さらに、近接する集落へ通じる既存の町道は狭小で勾配も急であり、日常生活あるいは災害時の対応などに地域住民は不便を強いられるものと思われ、この面からもこの農道の完成は周辺地域住民の日常生活道路として大きく機能するものと考えられる。
- また、既に最終整備段階に至っており、残事業部分を完成させなければ行き止まりの状態が生じるなど道路としての機能が十分発揮できないことが認められる。

以上のことから、本事業は継続が妥当と判断した。

なお、標高が300mから400mという高冷地の環境を利用した農産物の生産、大山の絶好のビューポイントとしての利用等に期待する意見もあった。

(4) 総合流域防災事業（勝部川（日置川））

継続、休止、中止等の方針	継続
事業の概要	鳥取市青谷町青谷地区の浸水被害防止を目的に、二級河川勝部川水系の日置川及びその支川（露谷川）の護岸、築堤整備を行い、地域の住宅や農地への浸水防止を図る事業 (事業費15.2億円、内容：護岸・築堤の延長1,350m（日置川950m、露谷川400m）、進捗率35.5%、施行期間：平成17年度～26年度)
審議の概要	勝部川水系の一部である日置川及び露谷川の河川整備だけを取り出して論すべきではなく、勝部川本川を含めた水系全体の中で分析評価すべきとの認識に立って検証を行った。 本事業は、その対象区間を含む水系全体の治水効果を早期に発現させるため、暫定断面形での整備を進めており、当区間の整備手法・工法等は適切と認められることから、継続が妥当と判断した。

(5) 地すべり防止事業（釜戸）

継続、 休止、 中止等 の方針	継 続
事業の 概 要	岩美町釜戸地区の集落裏山において、地すべりによる山腹斜面の崩壊を防 止し、集落や周辺の県道、町道及び河川の保全を図る事業 (事業費4.2億円、内容：堆土18,316立方メートル、集排水ボーリング1,182 m、進捗率92.9%、施行期間：平成16年度～22年度)
審議の 概 要	当該区域における地すべり安定のために必要な整備手法・工法等について 検証を行い、いずれも適切と認められることから、継続が妥当と判断した。

2 付帯意見

今回の審議の中で、農道整備事業の3件については共通した課題が見受けられた。これらの課題は、継続中、あるいは今後着手する他の事業の実施に当たっても、同様に留意すべきものと考えるところである。

(1) 事業者による自主点検の実施

今回の再評価の対象となった農道整備事業は、いずれも長期にわたって実施されている事業である。このような事業の実施に当たっては、常に当初想定していた整備目的の実現の可否、地域の営農状況や社会情勢の変化等を踏まえながら進めていくことが重要になる。

しかし、広域営農団地農道整備事業（東伯中央地区）においては、当該事業と密接な関係を有する農産物広域集出荷施設等が、現在に至るまでいずれも未整備、かつ当面その見込みがないにも関わらず、長期にわたり当初計画のまま事業が実施されてきたところである。また、その他の2事業についても当初想定の効果の内容が大きく変化していることが認められた。

今後は、事業者自身が常に点検を行い、適宜見直しの必要性、あるいは的確な方策等を検討しながら実施していくことが必要と考える。

(2) 関係部局間の連携と資料保存

前述のように、広域営農団地農道整備事業（東伯中央地区）においては、事業の遂行上極めて密接な関係にある農産物広域集出荷施設等が全く整備されないまま、農道整備事業のみが実施してきたところであるが、このような問題は計画策定の担当部局と事業実施の担当部局とが緊密に連携をとっておれば、早い段階での課題把握との解消に向けての対応が可能であったと思われる。

今後は、関連する諸計画との整合性や効果発現の確実性等、事業者の立場に立った

点検・検討を円滑に行うためにも関係部局の連携強化の充実が望まれるところである。

また、今回、再評価に必要な資料の整理・保存が充分でないと感じられた。

事業開始時、あるいは中途での見直し時に使用した事業の必要性を判断した根拠資料、便益算定資料等は、後年の事業点検時にも重要な資料となるものであり、適切な整理・保存管理に留意が必要と考える。

(3) 地域の実情に基づく分析

今回、農道整備事業に係る再評価については、当初、整備後には相当の割合で大型車への転換が見込まれる、大部分の水田で裏作野菜の生産が見込まれる等計画策定時の想定・目標や既存の統計資料に基づき国のマニュアルに沿って便益が算定され、現時点の再評価としては事業の効果が過大に見積もられる傾向が見受けられ、実態と乖離しているものであった。

このため、必ずしも農業生産の実情すべてを把握できるものではないが、地元農業協同組合の農産物取扱量や現地における交通量調査の結果に限定した厳しいデータを参考に審議を行なったところである。

「便益」は、事業実施の適否の検討、あるいは再評価に当たって欠かせない重要な要素であり、目標値や期待的数値のみによることなく、当該地域の農業生産の現状、あるいは近い将来における確実な見込みによるデータをもとに、より実態に即した観点からの算定が特に重要となる。

今後の事業計画策定、中途での点検評価に当たっては、このような姿勢で取り組まれることを期待するものである。